

第57回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和元年6月18日 開会

伊方町議会

第57回伊方町議会定例会会議録（第1号）	
招集年月日	令和元年 6月18日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	6月18日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 竹内 一則
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 町 民 課 長 菊池 暁彦 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 建 設 課 長 寺谷 哲也 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 上 下 水 道 課 長 谷口 誠 産 業 課 長 田中 洋介 地域振興センター所長 兵頭 達也 教育委員会事務局長 菊池 嘉起 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加
町長提出議案の項目	報告第1号 平成30年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第2号 平成30年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について 議案第36号 町長の専決処分事項報告について (伊方町介護保険条例等の一部を改正する条例制定) 議案第37号 伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第38号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第39号 令和元年度伊方町一般会計補正予算（第1号）
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)	
	11番 阿部 吉馬議員	12番 吉谷 友一議員

伊方町議会第57回定例会議事日程

令和元年 6月18日(火)
午前10時00分 開 議

1 開 会 宣 告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 平成30年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告第1号）
- 〃 第 6 平成30年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について（報告第2号）
- 〃 第 7 町長の専決処分事項報告について
（伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定） （議案第36号）
- 〃 第 8 伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定について
（議案第37号）
- 〃 第 9 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について （議案第38号）
- 〃 第10 令和元年度伊方町一般会計補正予算（第1号） （議案第39号）

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。

これより伊方町議会第57回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。本日ここに伊方町議会第57回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、全員のご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会は平成から令和に改元後の初めての定例会となります。平成の30年間で、新伊方町は合併により誕生し、14年が経過をしたところでございます。合併後の新町におけるまちづくりは、合併時に策定をした「新町建設計画」及び「伊方町総合計画」に基づき、「一体感の醸成」と「格差是正」を中心とした各種事業を実施してまいりました。

更に、合併から満10年を節目として、新たな「伊方町第2次総合計画」及び人口減少対策を推進するための「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、平成28年3月に策定をいたしまして、現在も取り組んでいるところでございます。

私も、平成28年10月に町長に就任以来、2年半余りが経過をいたしました。就任当初に掲げました「融和と発展のまちづくり」につきまして、今後とも精いっぱい努めてまいりたいと存じます。

更に「総合計画」と「総合戦略」につきましては、計画、実施、評価、改善の検証を繰り返しおこなうなど、新しい令和の時代に、新たな気持ちで、町の様々な計画や目標、そして課題に取り組んでまいる所存でございます。

特に今年度は、伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」のリニューアル工事が開始をいたします。町の観光の中心となる施設として、町民の皆様に愛される拠点となりますように、また「はなはな」の施設整備と合わせまして、新施設を核とした町内観光施設の運営支援など、観光誘客を導くための運営、施策の支援を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、町の諸施策につきまして、今後とも様々なご意見やご提言を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、伊方発電所についてでございます。現在、四国電力から申し入れを受けている事前協議につきましては、昨年5月25日に「乾式貯蔵施設の設置」についてを、更に昨年の10月10日には「2号機廃止措置計画」を、国への申請と同時に、町へ申し入れをされていると

ころでございます。2件とも国の審査中でございますので、審査が終わり次第、議員の皆様方にはご意見を賜りたいと考えております。いずれにいたしましても、伊方発電所につきましては、これまでと同様、安全性の確保を最優先に、日常の安全管理と情報公開に努めるなど、不断の取り組みを行うよう四国電力に対して求めてまいりたいと存じます。議員各位には、引き続きご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会の補正予算につきましては一般会計のみの提案でございますが、主な事業を申し上げますと、総務費におきまして、地域商品券負担金が2,148万1,000円。農林水産業費におきまして、県営農地耕作条件改善事業負担金が1,140万円。更に、認定農業者経営発展支援事業といたしまして、960万5,000円。商工費におきまして、伊方町観光施設運営支援業務委託が1,492万9,000円を計上いたしております。以上が、一般会計補正予算の主な事業でございます。

更に、今定例会にご提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件が2件
- ・条例の改正議案が3件
- ・令和元年度一般会計補正予算1件
- ・工事請負契約の締結に関する議案2件
- ・指定管理者の指定の案件が1件
- ・町道路線認定及び廃止が各1件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（竹内一則） 「議事日程報告」を行います。

本日の議事日程はお手許に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 阿部吉馬議員、12番 吉谷友一議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（竹内一則） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間といたしたいと

思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、3日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（竹内一則） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（竹内一則） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により一般質問を許します。

受付順により、木嶋英幸議員、末光勝幸議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。始めに木嶋英幸議員、一般質問大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） おはようございます。新人になってやっと半期終えることができました。これからもまだまだ勉強することが沢山ありますので、皆さんのお知恵を借りながら頑張っていきたいと思っております。今日も一般質問させていただきます、よろしく申し上げます。

まず、最初に大綱1 三崎高校存続についてお尋ねします。県立高校の分校化で三崎高校も三瓶高校、小田高校と共に三校の1つとして分校化がある意味では決定しておりました。私自身も分校化は避けられないと思っておりましたが、新聞発表にもありましたように特例で三年間の猶予をいただけるようになりました。これは現場の先生と生徒の努力で文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定を（平成31年4月）受けることができるようになったことで、分校ではこの事業が受けられないと言う事情のもと高校教育課の英断で特例として研究期間の3年間、分校化を見送っていただいたようです。先生と生徒の努力は計り知れないものがあつたはずですが、今度こそ町がこれに応えなければなりません。私自身もこの問題に関する質問を何度かさせていただきましたが、その度に様子を見ながらというある意味では他人事のような答弁しか私には受けられませんでした。町としては努力はしているのかも知れませんが私には受け取れません。以前にもお聞きしましたが、町営の寮を造るなどの受け入れ環境を整えて、生徒募集などの営業活動がしっかりできるようになることも大事ではないかと思われまます。

これからの伊方町を背負っていく若者を育てる受け皿として三崎高校は絶対必要だと思いますが三崎高校の存続についてどのように考えているか、町営の寮を造る考えがあるかどうか、町長にお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「三崎高校の存続について」にお答えをいたします。

ご質問の三崎高校の存続につきましては、町の重要課題であり、町としても様々な施策を展開をいたしているところでございます。三崎高校におきましても、関係者のこれまでの多大なるご尽力により、文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定を受けたことが相まって、特例措置として、分校化が3年間猶予されましたことは、大変ありがたく思っており、今後とも存続に向けた施策を推進したいと考えております。

本件につきましては、所管の教育委員会におきまして、検討を進めておりますので、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（河野達司） それでは、私から、町長に引き続き、木嶋議員ご質問の大綱1「三崎高校の存続について」お答えをいたします。

まず、「これまで、他人事のような答弁しか返ってこず、町として努力しているようには見えない。」との趣旨のご発言がありました。これまで、公営塾の開設をはじめ、バス通学生に対する通学費や寮費の補助、三崎高校に入学する町外生徒への経済的負担軽減を目的に5万円の地域商品券の支給に取り組むなど、様々な施策を展開してきており、これらの三崎高校の存続に対する支援は、当初予算ベースで、本年度は、2年前の平成29年度に比べ約2,800万円の増、前年度に比べ約300万円の増の約3,500万円もの予算を計上しており、むしろ存続を推進していると思っております。

特に、昨年度5月にスタートしました、公営塾につきましては、3年生21人をはじめ、1年生、2年生を合わせ41人の塾生が学びました。中でも、3年生におきましては、公営塾での学びも相まって、昨年オランダで開催された世界ユースサミットに、国内では唯一の高校生として参加した生徒は、各方面から注目を浴びるなど、三崎高校の知名度は国の内外にまで広がりを見せたものと確信をしております。一方で、進路の面では、国公立大学の合格者が、前年度に比べ飛躍的に増え、過去3年間の合格者に匹敵する8人となったことは、大きな成果の表れだと思っております。

しかしながら、今年度の入学生は30人となり、町内の入学生は15人で、町内中学校卒業生の約23%に止まり、半数の15人が町外からの入学生ということもあり、速水寮に入れなかった5人は、町の教員住宅で受け入れている現実を直視すると、入学生を確保するためには、町外の入学生を如何に確保するのかに尽きると考えております。

そこで、町としては、町内からの入学生をできるだけ多く確保することも大切ではありますが、県による寮の拡充は厳しいとの見解もあり、町が寮を整備するとの判断に至り、これ

まで、県の三崎高校教員住宅を譲り受けて整備することを視野に入れておりましたが、中長期的な視点に立って、整備すべき規模そのものを含め検討しているところです。

また、現在、16時の下校時における伊予鉄バスの便が廃止されており、2時間半も待たなければならないことから、三崎高校と協議のうえ、当面は三崎高校所有のバスを下校便として活用することや今後、町内・町外の生徒が利用できる「通学バス」の導入や給食センターを活用した、三崎高校への配食も検討しているところでございます。

町といたしましては、三崎高校の存続抜きには、地域の活性化はないと考えており、寮の整備を含め、三崎高校の指定事業の推進にも積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも同校に対しまして一層のお力添えを賜りますようお願いをいたします。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。木嶋議員、大綱1の再質問ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 町長さん、教育長さん、どうもご答弁ありがとうございます。多少分かったというか、金銭的な面はかなり予算組んでいただいて優遇をさせていただいておるということは、分かりました。ただ、やっぱり受け入れる環境として、僕は町内の中学生全員が入学しても定員には満たないぐらいの少子化になっている現在ですね、やはりどうしても存続するためには町外からの入学制を募集をかけなければならないと思います。ということは、やはり下宿や寮を造ってですね、受け入れ環境を整えなければならないと思います。今後の問題で難しいかも分からないんですけど、国全体が少子化になってるということ踏まえて、三崎高校の定員というか、学校の定員数も考えていただけないかというようなことの問題もひっくるめて、町全体でやっぱりそこらも取り組んで欲しいなと思っております。高校があるかないかで、町が存続するかないかというぐらい匹敵する大きな問題だと私は思っておりますが、先ほど教育長さんからもご答弁の中で、若干ふれていただいたと思うんですけど、もう一度町長さんの高校存続に対する見識を教えていただけないでしょうか。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 先ほど、教育長から答弁いたしましたように、町としてはできる限りの最大限の努力を今続けているところでございます。また、三崎高校、それから花橘を守る会、PTA等とも教育委員会、協議を行って今後の整備の方針等を今検討をさせていただいているところでございますので、それを受けて町としても今後ともできる限りの存続に向けた

精一杯の努力を続けてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） ありがとうございます。先ほど、教育長さんからもお答えいただいた、公営塾なんかの件なんですけど、やはり公営塾は確かに今言われたような進学も国公立の入学者も増えたというようなことで、成果はでておるかもしれませんが、しかし、偏差値や進学率が上がったということは、素晴らしいことなんですけど、これによって大学進学のために三崎高校へ希望するっていうようなことは、都会の私立には多分太刀打ちできないんじゃないかなと、私は思っております。それよりもというか、並行してでもいいんですけども、やっぱり地域に根ざした、半島で培われた歴史や文化に基づいた産業などを事業に取り入れたりしながら、他校にない地域に密着した特色ある学校づくりをしていくことも必要ではないかなと思っております。これをするためには、町や住民の理解も必要です。また、これをすることによって、生徒たちが地域の良さを知ったり、地元で就職したり、いずれは大学へ行った生徒たちもUターンで帰ってきてくれることを期待したいと思います。同じような繰り返しになるかもしれないですけど、町長さんの思いやこれからやっていきたいこと、もう一度念押しで教えていただけないでしょうか。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 先ほどから答弁申し上げておりますように、町としては、教育委員会の提言それから花橋、学校、PTA等々の幅広い地元の皆さん方のご意見をちょうだいしながら、できる限りの整備に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。

木嶋議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱2 三崎港の整備及びフェリー運航について、お尋ねします。

伊方町は観光を柱に長期計画を立てていますが、今年度も伊方町観光交流拠点施設佐田岬はなはなに多額の投資をするようですが町の方針とは言え、私自身順番をしっかりと見極めていただきたい。それを間違えると大変なことになりかねない、そのように懸念しております。町の指針ではフェリーの乗降客数がそのまま観光客数、はなはなの入場者数と捉えかねない返答だと私は受け取っております。新たな防潮堤の設置やフェリーの待ち時間、計画図面の駐車場の位置、アクセスを考えるとフェリー客は、あんまりあてにならない数字だと思いま

す。

港での滞在時間を延ばしていただくためにも、もう1度別府航路の復活を検討していただき、少しでも時間待ちをしていただけるようお願いしたらと思います。また、改めての設備投資や維持管理にかなりのリスクが掛かると思いますので、フェリーだけじゃなくて人だけの乗り降りができるような整備をすれば乗り降りするためのタラップ位で、設備投資はかなりフェリーと比べたら減るように思われます。それと、客船だけであれば観光をするためのクルージングもできるじゃないかなと思っておりますので、そこらもシュミレーションしていただきたいと思います。並行してなんですけど、佐賀関航路が今はかなり便数も多く、それによって待ち時間も少ないということは、佐賀関だけじゃなくって私は話ができるのであれば町として運行会社に別府まで何便か延長していただくような、協議をしていただきたい。

それと観光には関係ないかも分かりませんが、防災の観点からも避難経路を増やすことによって、利用価値が増えるのではないかと思います。このような観点からも視野に入れて検討する考えがないか、町長にお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 大綱2 三崎港の整備及びフェリー運航についてお答えをいたします。

三崎港と対岸の佐賀関を結ぶ国道九四フェリーは、年間約50万人以上が利用する四国と九州を結ぶ重要な航路でございます。

東九州の高速網が整備をされるにつれ、その重要性は増しており、利用者数も10年前と比較して車両で約3万台、乗客も約10万人増加をいたしております。

今後、このフェリー利用客がただ通り過ぎるだけでなく、伊方町の素晴らしさを知っていただき、少しでも滞在時間を延ばしていただくために、「はなはな」をリニューアルし、町の観光振興の核となる施設として整備をするものでございますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

さて、議員ご質問の第1点目「別府航路の復活の検討」についてでございますが、平成20年8月をもって宇和島運輸が、三崎・別府航路を廃止をしたことはご案内のとおりでございます。復活を検討するのは民間事業者のすることでございますが、宇和島運輸の担当者に問い合わせをいたしましたところ、「以前は八幡浜・別府航路就航便のうち、1往復が三崎港に寄港をいたしておりました。現在は当時に比べ、八幡浜港、三崎港ともに大幅に増便をされており、両港内のダイヤが過密状態となり、さらに船舶が大型化しており、積み降ろしに要する時間も増えることから八幡浜・別府航路のダイヤ変更の余地は少なくなっております。

また、当時に比べ乗組員定員も削減をしており、寄港のため乗組員の増員も必要となり、特に八幡浜・別府航路の現行ダイヤ2時間50分が少なくとも3時間30分以上となり、サービスの低下からお客様の減少が進むとの懸念もあり、三崎港への寄港については、難しい状

況にある。」とのお答えでございました。また、平成20年当時、徒歩でのフェリー利用客は1便平均3人であり、人だけの乗船では、採算ベースに乗らないものと推測をいたしますが、民間事業者の対応となることから、町といたしましては四国と九州間の人と物の流れを今後とも注視してまいりたいと考えております。

次に2点目の「佐賀関航路の別府までの延長について」でございますが、国道九四フェリーは現在3隻体制で1日16往復しております。

現行ダイヤに変更の余地は少なく、仮に別府航路を新設するとしても、新たな船も必要となりましょうし、乗船員の増員や別府港での事務所や乗降口の確保など、所要時間の延長による減収分を補うことは極めて困難であると考えられることから、現実的には難しいのではないかと推測をいたします。

いずれにいたしましても、新たな航路の開発は民間事業者が行うことであり、経済性の観点から判断されるものでありますので、町として検討する考えは今のところありませんが、今後ともフェリー会社と情報を共有し、観光施策などに役立てていく所存でございます。

また、三崎港側では来年5月に「はなはな」のリニューアルが完成をする予定でございますし、佐賀関側では国道九四フェリーの新しいターミナルビルが今年の12月に完成をし、売店やフードコーナー等を充実をさせるようであることから、対岸同士で協力をし、また切磋琢磨しながら、四国の西の玄関口として三崎港のにぎわいを作り出してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、大綱2の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 町長ありがとうございました。確かに、運営しているのが民間なので、難しいのは分かっておりますけど、今後も折りに触れてそういうことは少しでも前に行くようにまた考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。はなはなのことで、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今後の見通しとして利用客が施設内にだいたいどのぐらいの時間を滞在していただけるのか。そして、どのようなお客さん、例えば地元の人とか観光客、フェリーの利用客を想定しているのか。どのぐらいの人数が入館をしていただけるのか。どのような見込みをしているかお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○町長（田中洋介） 只今の木嶋議員のご質問にお答えいたします。まず、滞在時間でございますけども、滞在時間につきましては少しでも長くということしか考えておりませんので、それだけのアイテムをいろいろ作っていくということで、考えております。それと、お客様

の比率ですけれども、これは以前にも全員協議会で説明をさせていただきましたが、フェリー客、その前に全体の入館者数でございますが、30万人を想定しております、その内フェリー客が15万人、それと地元が5万人、それと県内外の観光客が10万人の30万人でございます。近隣の施設では、「みなと」とか「きさいや」市内の利用客が約半数ということを知っておりますので、その半数とはなかなか地理的にはいかならないと思っておりますけれども、町民から愛される施設を目指して、町民の利用客の比率を増やしていく。そういった計画を今年度考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 産業課長、ありがとうございます。できるだけ、地元で愛される施設として・・・できるようにいろいろなアイデアを出しながらですね、しっかり町としてもバックアップしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それと、観光と防災という2つの観点から見て、当町は原子力発電所の立地町で災害が起きた場合、発電所より西、つまり旧瀬戸、三崎の住民は、海路しか逃げ道がありません。そのことを思うと被災時に使えるものなら、少しでも1本でも2本でも多いほど住民にとっては、ありがたい。そして、町の財政も限られているのでかなりの費用が掛かるとは思いますが、それらもひっくるめて国への予算陳情もするぐらいの気持ちを持っていただけないか。と、原子力発電というのがある意味国の施策で、その代償が我々にも命ということをおぼろげに忘れて欲しくないと思っております。もしこれにお答えしていただけるのであれば、町長さんどのようなお考えか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱2再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 定期航路の就航と防災対策は、分けて考えていただきたいというふうに思っております。フェリー会社とは、万が一の時には、防災上の協定を結んでおりますので、それに従って航路に関係なく、避難にあたっていただけるものというふうに思っておりますので、そういったご理解をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、末光勝幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 私の方からは、町民が非常に関心の高い町の医療体制について質問をさせていただきます。大綱1 無医地区に巡回診療車の導入についてでございます。

平成29年6月の私の一般質問において「診療体制の取り組みについて」伺い、福島第一原子

力発電所事故で避難指示区域となった南相馬市の市立病院とオンライン診療を安倍首相が模擬体験したことなどを例に挙げました。

医師法や薬事法の制限がある中、離島や過疎地域を多く抱える隣の香川県では、特区を利用して遠隔医療に取り組んでいます。妊婦のデータ管理が発端となったネットワークを利用して、遠隔医療システムが構築されています。

また、近くの西予市でも平成30年に巡回診療車を導入して、へき地での医療確保に努力しています。我々の住む佐田岬半島はその名の表すとおり、半分は島であり、二名津の診療所が廃止され、八西地域においては今年3月で産婦人科も無くなり、町民に十分な医療確保ができていないと言いきつ状況であります。

高齢化に加え独居老人の増加が進む伊方町において、不便さ故に更に過疎化が進むという悪循環に陥ってきています。

町長は「遠隔地診療の推進という政府方針等を充分、注視しながら、町内の診療所の医師や患者のご意見等を聞きながら、検討を進めてまいりたい」と答弁されました。どのような検討を進めてこられたのかお伺いすると同時に、西予市で導入されている巡回診療車が、伊方町において導入できないのか、できないのであれば、その理由をお伺いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「無医地区に巡回診療車の導入について」のご質問に、お答えをいたします。

ご指摘のとおり、香川県では妊婦のデータ管理を発端として、香川県、香川県医師会及び香川大学医学部の連携により、センターサーバーを介し県下全域の医療施設がつながっております。

平成15年からネットワークシステムの運用を開始、平成23年には医療福祉総合特区に指定をされ、訪問看護にテレビ会議システムを活用した遠隔診療など、情報通信技術を活用した先端医療で全国の先陣を切っているところでございます。

さて、平成29年6月の第49回定例会における、診療体制の取り組みについての答弁に對しまして、「どのような検討を進めてこられたのか」との質問でございます。

遠隔診療は、その後、新たにオンライン診療と定義され、また、明確な基準、特化した診療報酬がなかったことから、平成30年3月にオンライン診療の適切な実施に関する指針が発出され、平成30年度診療報酬改定においてオンライン診療料等が創設をされております。

昨年度から本町では、事務職員、各診療所の医師及び県立中央病院の医師により、高齢化による町民の皆様の医療に対するニーズに合わせた、町全体の今後の医療提供体制について協議する、「診療所連絡会議」を開設をいたしております。

現在の「診療所連絡会議」の検討状況でございますが、指針ではオンライン診療は、あく

まで補完的な位置づけで、保険適用も対象疾患が生活習慣病等の慢性疾患の定期的な診療に限られており、また、聴診、触診などの診療の基本となる行為ができないことから、十分な情報が得られないこと、通信状況による画像の解像度の問題などから、オンライン診療導入については前向きな結論には至っていない状況でございます。

指針につきまして、国は、オンライン診療の制度的な一定の枠組みができたを受け止めていると表明したうえで、本年1月から見直しに着手をしておりますので、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「巡回診療車の導入」についてでございます。

本町での導入検討を担当課には指示をし、既に西予市立野村病院にも視察に行かせております。西予市では2箇所の診療所を平成30年7月末で廃止し、8月から週3回、午後の2時間、医師1名、看護師1名、事務職員1名及び運転手1名の合計4名の体制で、移動診療車による巡回診療を行っております。

なお、診療所廃止前と同じ曜日と時間、同じスタッフによる診療ですので、新たな人的負担は生じていないようでございます。

また、野村病院は、88床の病床を有し、常勤医師8名、看護師67名、事務職員他72名の合計147名の職員体制であるのに対し、本町の診療所の医師数は九町及び串が各1名、入院施設のある瀬戸であっても2名であり、また、看護師数は現在の診療体制においても不足しており、医療資源の状況は大きく異なっているのが現状でございます。

本町の「診療所連絡会議」では、神松名地区の医療空白地の解消に向けた取り組みについても、巡回診療を含め診療体制を検討をしておりますが、車両及び医療機器の整備が可能でも、運用面における医師、看護師といった医療従事者の確保問題があり、導入可能な体制が整っていないことなどから、現時点では移動診療車による巡回診療を直ちに導入するということは困難であると考えております。

今後、医師の意見を聞きながら、診療所相互の連携、新たな医療従事者の確保に努めるなど、移動診療車による巡回診療導入に向けての体制整備の検討を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができますように、医療提供体制の充実に取り組み、町民の皆様の医療に対する安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） オンライン診療導入については、前向きな結論に至っていない状況であるとの回答でございました。AIとかIT技術とかは、日進月歩しており、いち早くチャ

レンジして導入することが無医地区改善の唯一の道だと私は思います。伊方町の人口が 8,000 人台になろうかという現在、思い切った施策の導入そういったことが町民に希望を抱かせ生活環境に改善、ひいては過疎化施策の有効な施策だと考えられます。引き続き、動向を注視してまいりたいとの回答がありましたが、今後どのように取り組んでいかれるのか、具体的な見通しをお伺いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱 1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 具体的な見通しということでございますけれども、具体的なことについてはまだお答えできる段階ではないというのが正直なところでございます。情報関係につきましては、医療のみならず、教育福祉それから行政にとっても必要不可欠な分野であろうというふうに思っておりますので、この点につきましての国の動向あるいは、社会の歩みというものは常にアンテナを張って注視しながら、行政に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 例えば具体的に来年の 4 月からオンライン診療を開始しますと、そういうふうな回答を待望しておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、巡回診療車の導入について、直ちに導入することは困難であると考えているという回答でございましたが、医師、看護師といった医療従事者の確保が問題だということもご指摘されました。医師、看護師の具体的な卒業等の具体的な数字を把握しているので、あればお伺いをしたいのと、医師、看護師要請のために町の修学資金対応制度とか、補助制度が整備されておると思っていますので、改めてご紹介をお願いしたいと思います。また、65 歳以上の高齢化率の非常に高い本町でございますので、通院するのに町内の交通体系も今年度から変わってくるようでございます。安心して町民が医療サービスを受けることができますように、八西地域、西予地域といった広域での医療体制の拡充に努力をしていただくことを要望いたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱 1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） それでは、医療従事者の確保問題につきまして、具体的な状況をご説明いたします。愛媛大学医学部医学科卒で必修であります 2 年間の臨床研修を平成 31 年 3 月に終了された方は、36 名おられます。全員が、専門研修を受けられておりまして、病院での勤務となっております。そのうち県内での専門員研修は、30 名となっております、

診療所勤務の方はおられないのが現状でございます。次に看護師についてでございますが、平成31年3月に県内の看護師等の学校を卒業された方のうち、看護職として就職された方は、655名おられます。そのうち県内に就職された方は、480名73.3%の方が県内を選ばれておりますが、病院勤務の方が450名に對しまして、診療所勤務の方は僅か7名、率として1.5%と低い値になっておりまして、数字的にも本庁の診療所を就職先に選んでいただく可能性は非常に低い状況でございます。続きまして、町の看護師、医師確保対策についてでございます。昨年度、伊方町及び八幡浜市を中心に南予地域を担う医師を確保し、医療の充実を諮ることを目的に愛媛大学医学部、市立八幡浜総合病院及び四国電力株式会社が、医師確保に係る連携書の締結、伊方町及び八幡浜市が立会いとし、南予医療振興財団が設立いたしました。月額15万円を貸与する奨学金の貸与人数は、年2名の予定でございましたが、3名の決定となっております。続きまして、看護師の確保策でございます。これにつきましても昨年度町内医療の充実を諮るために本庁独自の看護師の確保策の一つとして、将来伊方町の職員として、診療所において看護師の業務に従事しようとする方に対して、就学資金月額7万円、就業資金30万円を貸与する制度を創設しております。初年度、修学資金は1名の貸与が決定しております。

交通体系につきましては、診療としても非常に重要な問題だと考えております。担当の総務課とも協議しながら、患者の足についても積極的に推進してまいりたいと考えております。また、八幡浜病院それから八幡浜・大洲の広域の医療圏の連携につきましても、現在も会議がございしますが、引き続き連携に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は、11時10分といたします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

報告第1号

○議長（竹内一則） 会議を再開をいたします。日程第5「平成30年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第1号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（竹内一則） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第1号平成30年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第56回定例会でご承認いただいております、平成30年度伊方町一般会計繰越明許費

について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、会計年度任用職員制度導入支援業務委託他37事業で、翌年度繰越額は、総額で2億6,715万9,000円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（竹内一則） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号「平成30年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

報告第2号

○議長（竹内一則） 日程6「平成30年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告第2号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（竹内一則） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第2号 平成30年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご説明いたします。

地方自治法第220条第3項の規定により、令和元年度に繰り越しをいたしました平成30年度伊方町一般会計事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、5月31日付けで、繰越計算書を調製しましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

原子力災害対策防護施設整備事業につきましては、平成29年度から繰越明許費として平成30年度に繰り越しをし、年度内完成を目指しておりましたが、説明欄記載のとおり年度内の完成が困難となったため、事故繰越しとして令和元年度へ再度、繰り越すものでございます。

翌年度繰越額は、総額4億2,420万4,000円でございます。支出負担行為額3億4,279万6,000円は契約額であり、支出済額4,579万6,000円を差し引いた2億9,700万円と支出負担行為予定額1億2,720万4,000円の合計となっております。よろしく願いいたします。

○議長（竹内一則） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 前回、全協の時に私ちょっと私的な所要で一部欠席をさせていただいた、その時説明がもしあったのであれば、お許しを願いたいんですが、再度説明を聞きたいのですが、予定地の事故があって、設計をしてこの中でアクシデント的なものが発生したということで、設計の変更ですから、繰越するのはやむなしとせざるおえないんでしょうけど、この土の変動土塊とっていいんですかね、これをまずその事前に分からなかったのか

というのが1点。それと場所ですね、施設予定地、これをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○危機管理監（足利博文） 議長

○議長（竹内一則） 危機管理監

○危機管理監（足利博文） まず、変動土塊が分からなかったかという質問についてですが、この変動土塊については、地滑り監視システムの構築に辺りシステムをどこに設置するか、調査をした段階で分かったもので、変動土塊の疑いがあると思われる土壌が発見されたというところがございます。それと事前に分からなかったのかというご質問につきましては、今ほど言いましたようにこの調査によって、分かったことでありまして事前には想定してなかったものであります。以上です。場所につきましては、旧与侈小学校の跡地にこの施設を建設しております。以上です。

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 与侈小学校実際に若干支出済額が出とるほどやっておるんでしょうけど、また必要性があつて、このようにする大変ありがたい施設ではあるかと思ひます。是非ですね、以前今の旧三崎町のところに設立していただいております、あいじゅの敷地を工事中に土砂崩れがあつたとか、つわぶきか、つわぶきの方であつてそれを事前調査のある中で、尚且つ発生をしたというような事例もございませぬので、是非ですね、今回は事前の調査の時に、そういう調査で分かつた、これはありがたいことだと思ひます。今後はそういうことがないように、事故繰越しがあまりいいのか悪いのかというところ、あまり賛成はできない件でございませぬので、慎重な調査をお願いしたいと思ひます。以上です。答弁いりませぬ。

○議長（竹内一則） 他に質問ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号「平成30年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を閉じます。

議案第36号

○議長（竹内一則） 日程第7「町長の専決処分事項報告について（伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定）」議案第36号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第36号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、消費税率の引上げによる低所得者の保険料率軽減強化の完全実施に伴い本条例を改正する必要性が生じ、本条例の一部を改正し、専決処分したので、報告し承認

を求めるものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、資料「新旧対照表」をお願いいたします。第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「27,000円」を「22,500円」に改め、同条に第3項及び第4項を加えるものです。第13条及び第14条につきましては字句の修正であります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用することとし、経過措置として、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしています。

以上、報告し、ご承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第36号「町長の専決処分事項報告について（伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第37号

○議長（竹内一則） 日程第8「伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第37号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第37号 伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

今回の改正は、「選挙執行経費基準法」の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表をご覧ください。別表、第1条関係中、選挙長から選挙立会人まで、8つの区分の報酬額を法律で定める額と同額に改正するため、それぞれ200円又は100円の増額を行うものでございます。

最後に、改正後の条例は、公布の日から施行することといたしております。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号「伊方町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 38 号

○議長(竹内一則) 日程第 9「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 38 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(小野瀬博幸) 議長

○議長(竹内一則) 保健福祉課長

○保健福祉課長(小野瀬博幸) 議案第 38 号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、放課後児童クラブに関する国の省令が改正され、放課後児童支援員の認定資格研修の実施が「都道府県」だけでなく「指定都市」も実施できることとなったことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので資料「新旧対照表」をお願いいたします。第 10 条第 3 項で、「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加えるものであります。

附則として、改正後の条例は公布の日から施行する。といたしております。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(竹内一則) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 38 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 39 号

○議長(竹内一則) 日程第 10「令和元年度伊方町一般会計補正予算(第 1 号)」議案第 39 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 39 号令和元年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 9,980 万 3,000 円を追加し、総額を 93 億 6,870 万円とするものであります。なお、今回の補正予算より、新元号の予算として国に準じて年度表記を改めており、予算総則で今年度予算全体に関して元号の表示を令和に統一する旨を定めております。

歳出の主なものといたしまして、2 款総務費については、今年度から基金へ積立てをする地域商品券事業で、各商店等への支出のための地域商品券負担金 2,148 万 1,000 円を計上いたしております。

3 款民生費については、子ども・子育て支援システム改修委託 638 万を計上いたしております。

6 款農林水産業費については、認定農業者経営発展支援事業 960 万 5,000 円、県営農地耕作条件改善事業（瀬戸第一地区）負担金 1,140 万円、三崎種苗生産施設備品 465 万 5,000 円を計上いたしております。

7 款商工費については、伊方町観光施設運営支援業務委託 1,492 万 9,000 円を計上いたしております。

8 款土木費については、道路新設改良事業 652 万円を計上いたしております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、14 款国庫支出金については、観光施設運営支援費交付金 1,400 万円を計上いたしております。18 款繰入金については、地域商品券発行基金繰入金 2,148 万 1,000 円を計上いたしております。

以上、令和元年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の 8 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費（8 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（8 頁） 質疑ありませんか。

4 項 選挙費（9 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費（9 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（9 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（9 頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費（10 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費（10 頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費（10 頁） 質疑ありませんか。

○議員（高岸助利） 議長

○議長（竹内一則） 高岸議員

○議員（高岸助利） 先ほど、町長から説明があったんですけど、観光施設運営支援業務委託、ちょっと詳しく内容を教えていただきたいんですけど。

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） この委託業務につきましては、今回ははなはなができます。はなはなを核とした地域振興並びにコミュニティーの充実、観光誘客を図ることにしておりまして、それを実現するために検討会の企画運営ということで、観光施設の運営やイベント等による集客魅力向上に関する取り組みを行うために、有識者や経験豊富な専門家を含めた検討会を立ち上げることにしております。そこで、観光の専門家や旅行会社等の外部の意見を取り入れて、将来を見据えた旅行形態に対応できる施設の運営体系や誘客促進のための施策について考えるというものでございます。検討会を年 8 回ほど、予定しておりまして、今後の観光振興を図っていくということにしております。以上です。

○議員（高岸助利） 議長

○議長（竹内一則） 高岸議員

○議員（高岸助利） 中身はだいたい今の説明で分かるんですけど、現在あるツーリズムとの関係はどのようになるんでしょうかね。現状のままのツーリズムとですね、今説明があった、関係性はどのようになるんですか。教えてください。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） ツーリズム協会も検討会の中に入れていただいて、検討会の 1 委員として入っていただいて、考えていくということです。町全体のことを考えていくということです。

○議長（竹内一則） よろしいですか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（竹内一則） 山本議員

○議員（山本吉昭） 今、課長の方から年 8 回検討会を重ねて、有識者とかそういう人等の

話なんですけど、金額1,492万ですか、その経費に内訳といいますか、この予算のなぜこんなに掛かるのかという内訳をちょっと説明してください。

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 失礼いたします。まずは、検討会の開催ということで、8回を想定しておりますので、1回に2名の有識者の人件費、それと報告書の資料作成に関する人件費、それと委員等に係る人件費それが全体で436万8,000円。それと今後のPR資料を作っていくんですけども、コミュニケーションビジュアル計画それと案内ツール制作ということで、123万円。それと今回ははなの工事現場の撮影を映像として残して、教育システムにのっけていくということで、そこらの映像撮影に関しまして218万円。それともう1つは、検討委員会の委員の交通費、車賃がきますので、これが16回で90万1,000円。それと専門家の・・・金の費用ということで、専門家、観光ツアー専門家、それとZEBに関する専門家ということで、合わせますと全体で335万円。後は、報告用の印刷用30万円となっております。これが一応主な直接経費になっております。以上です。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（竹内一則） 山本議員

○議員（山本吉昭） 専門家というのは、どっか東京の方から呼ぶんですかね。業務委託というのは、非常に内容はそれぞれあると思うんですけども、本来企画運営する時に、やはり自分でやれる部分があると思うんですけど、お金払ってどうぞというのもそれもどうかと思うんですよね。やはりこういう地元の一番観光とかいう部分について、企画する部分で、職員がどのぐらい、そこに立ち入ってやれるか、それとその専門家さんというのは、多分責任のない人やと思うんですよね、地元でそういうことを考えるのであれば、やはり町民を巻き込んだ中ですよ、そういうふうな・・・を考えられないのか、自分達でやっていこうという意識がちょっと足らんのかなと、そこらどうですか。考え方は。

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 当然、自分達でやっていくべきところは、自分達でも考えますし、今必要なのは外からの意見というようなのが今回一番欲しいところでありましたので、専門家を呼んで考えるということになったわけで、当然自分達で考えられるべきところと専門家に委託する分野もきちんと町の方で、担当の方で振り分けて考えていきたいと思っております。

○議長（竹内一則） 山本議員

○議員（山本吉昭） 是非ですね、身になるような事業ありますか、わりかし今までいろんなPRビデオとか、そういういろんなところで予算をつけてやってはおるんですが、実際のところあんまり結果としてね、残してないんじゃないかなと思うんですよ。そこまで予算付けていくんですから、しっかりした結果を残せるような事業にして欲しいと思いますが、いかがですか。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） はい、ありがとうございます。しっかりとした結果が残せるように頑張っていきます。

○議長（竹内一則） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費（11 頁） 質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費（11 頁） 質疑ありませんか。

10 款 教育費

1 項 教育総務費（11 頁） 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費（12 頁） 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費（12 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、歳入に入ります。6 頁をお開きください。

12 款 分担金及び負担金

1 項 分担金（6 頁） 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金（6 頁） 質疑ありませんか。

15 款 県支出金

2 項 県補助金（6 頁） 質疑ありませんか。

3 項 委託金（7 頁） 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金（7 頁） 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

7 項 雑入（7 頁） 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）この補正予算について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 39 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号「令和元年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（竹内一則） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。19日は、休会。20日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（散会時間 11時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員